

「請旨即行正法」考

——清代乾隆・嘉慶期における死刑裁判制度の一考察——

鈴木秀光

目次

はじめに

第一章 請旨即行正法の展開

第一節 乾隆期——「請旨」行為一般における「即行正法」——

第二節 嘉慶期以降——刑事裁判上の一手統としての「請旨即行正法」——

第二章 皇帝の対応——監候相当案件を例に——

第一節 乾隆帝

第二節 嘉慶帝

おわりに

はじめに

清代中国の刑事裁判制度では、犯罪者に死刑を科す場合、官僚制末端の州・県から順次審理を繰り返して、省の長官である督撫（総督・巡撫）が皇帝に上奏し、刑部または三法司の審理を経た上で、最終的に皇帝が裁可した。^①

この一連の手続において官僚制の各階層は、判決原案として科すべき刑罰を提示する「定擬」が求められた。史料において定擬は、例えば次のように表現される。^②

まさに「子が父母を過失殺した場合は絞立決に定擬する」の条例に依り、まさに絞立決に定擬する。

〔合依「子過失殺父母、擬絞立決」例、応擬絞立決。〕

これは刑律人命「戲殺誤殺過失殺傷人」律の条例により絞立決と定擬した例である。このように定擬では、まず何かしらの準拠すべき律例を提示し、それによって科すべき刑罰を提示することが一般的である。史料上、律例への準拠を明示する語としては上記の「依」のほか「照」や「按」なども用いられるが、律例自体はどの条文であるかを判別できる程度まで節略され、全文すべてを正確に引用しないことが多い。^③ また科すべき刑罰は一般に「擬」という語で提示される。^④

律例に規定される死刑は、執行方法による区分として「凌遲処死」・「斬」・「絞」が存在するほか、手続的区分として、皇帝が裁可した後に直ちに死刑を執行する「立決」と、皇帝が裁可した後、秋審において再度執行するか否

かの再審査を行う「監候」とが存在した⁽⁵⁾。このうち凌遲処死はすべて即時執行となるため、立決と監候の区別は存在しない。したがって執行方法と手続の区分を組み合わせると、律例には「凌遲処死」・「斬立決」・「斬監候」・「絞立決」・「絞監候」の五種類の死刑が規定されていた⁽⁶⁾。そして刑事裁判において官僚は、律の規定によれば、

およそ（官僚が）罪を断ずるにはみなすべからく具さに律例を引くべし。違う場合は（具さに引かざるが如きは）答三十とする。

〔凡（官司）断罪皆須具引律例、違者（如不具引）答三十。〕

とあるように、律例に準拠することが求められた。他方、皇帝は手続的にも実体的にも制度に縛られる存在ではなく、官僚が成文法に準拠して上奏する判決原案を自由な立場から判断することができた。

ところで清代において皇帝が日常的に下す命令は一般に「諭旨」と総称される。しかし厳密には「諭」と「旨」に区別があり、前者は皇帝が主体的に命令を下す際に用いられ、後者は臣下が業務遂行にあたって行う奏請に対して皇帝が何かしらの命令を下す際に用いられる⁽⁸⁾。そして死刑の場合、まず各省の督撫が定擬をして上奏し、皇帝は通常それを刑部または三法司に下げ渡して検討させ、その検討結果の上奏を受けて死刑を執行するか否かの最終的な判断を下す。つまり督撫にせよ刑部あるいは三法司にせよ、ここでの上奏は犯罪者の死刑を奏請することであり、皇帝はそれに対して旨を下して死刑を執行するか否かを指示する。これを臣下の側からみれば、奏請とはすなわち旨を請うこと（＝請旨）であり、その旨の内容が死刑の執行命令となる。また定擬内容が立決であれば、皇帝から下される旨は「某々著即処斬」などとなり、「即」など何かしら即時性を示す語が付される。したがって臣下が立

決に定擬をして上奏することは、皇帝に対して直ちに（＝即行）死刑にすること（＝正法^⑨）を命じる旨を請うこと、すなわち「請旨即行正法」ということになる。

以上のように、請旨即行正法はその字義として臣下から見て立決と定擬して上奏する手続を指すと考えられるが、史料上、この語あるいはそれと同義となる「奏請即行正法」・「請旨即行処決」・「請即正法」^⑩・「請即正法」^⑪・「請即正法」^⑫などの用例が確認できるのは、管見の限り乾隆期以降である（以下、本稿での表現は、史料原文を除き「請旨即行正法」に統一する）。しかもその用例の広がりを見ると、単に立決と定擬される案件のみならず、監候と定擬する案件であるにも関わらず死刑の即時執行を奏請し、それが裁可された事例においても見出すことができる。例えば乾隆三十二「一七六七」年の甘肅省における窃盜集團の元締めを処罰する案件で、陝甘総督は、

ただ査するに、甘肅省の回民が、賊を匿い盗に出で、その場で贓物を分配することは、群れをなして互いに悪事を真似ているものである。もし厳しく懲罰を加えなければ、戒めを示すことにならない。蘇爾寧は、まさに「窃盜の窩主にして、窃盜に行かず、贓物の分配を得た場合は、首犯として論ずる」、「窃盜の首犯にして、贓物の百二十両以上」に照らして絞監候に定擬し、まさに請旨即行正法とすべし。

〔但査、甘省回民之窩賊出窃坐地分贓、羣相效尤。若不嚴加懲創、無以示儆。蘇爾寧、応照「窃盜窩主、不行、分贓、為首論」、「窃盜為首、贓至一百二十両以上者」擬絞、応請旨即行処決。〕

と、刑律賊盜「盜賊窩主」律の律文および刑律賊盜「窃盜」律の律文^⑬により絞監候と定擬して、請旨即行正法として上奏した^⑭。この案件について三法司からの検討結果の上奏を受けた皇帝は、「蘇爾寧は直ちに絞に処することを

命じる。…余は議に依れ「蘇爾寧、著即処絞。…余依議」という旨を下している。¹⁵この事例で陝甘総督は、蘇爾寧を律例により絞監候と定擬した上で、嚴罰の必要性から請旨即行正法として上奏した。その結果、皇帝から絞の即時執行を命じる旨が下されている。したがってここにおける請旨即行正法とは、絞監候と定擬したものについてそれを即時執行する、すなわち絞立決と同様の効果をもたらす手続となる。

本稿は、先行研究で未だ言及されることのなかった請旨即行正法について、主として乾隆中期から嘉慶期における歴史的展開を個別事例に即して辿りつつ、その内容や司法制度上の位置などについて考察することを目的とする。¹⁶以下、第一章では請旨即行正法の歴史的展開を検討する。第一節では乾隆期の請旨即行正法に関する案件処理の事例や立法の事例を紹介し、この時期の請旨即行正法はなお官僚が皇帝の裁可を仰ぐ「請旨」行為一般の中に還元され得るものであったことを明らかにする。第二節では嘉慶期以降の請旨即行正法について案件処理の事例や立法の事例を紹介し、この時期になると単なる「請旨」行為の一つとしてではなく、むしろ清代刑事裁判制度上の一手続としての内実を有するに至ったことを明らかにする。

第二章では、乾隆および嘉慶以降の両時期でその用例が確認できる監候相当案件での請旨即行正法について、乾隆帝と嘉慶帝の対応をそれぞれ検討し、請旨即行正法が両時期において手続的に異なる内実を有するに至った背景を探る。第一節では乾隆帝の対応を、第二節では嘉慶帝の対応をそれぞれ検討する。

第一章 請旨即行正法の展開

第一節 乾隆期——「請旨」行為一般における「即行正法」——

「はじめに」で言及したように、律例が定める立決とは死刑の即時執行を意味し、それは手続的に督撫ないし三法司が皇帝に奏請して、皇帝が裁可するという形式を採ることが一般的である。そして請旨即行正法は、その字義としては立決で行われる手続を意味するが、立決自体は清初から存在するにも関わらず、史料上その語が確認できるのは管見の限り乾隆期以降である。

それでは当時の請旨即行正法は、死刑裁判のうちのどのような手続の類型においてその用例が確認できるか。

まず一つ目の類型として、官僚が死刑を奏請する際に立決と定擬する事例においてその用例が確認できる。これは手続的にさらに三つの形態に分かれる。

第一に、通常の刑事裁判と同様に、律例に準拠して立決と定擬する形態が挙げられる。例えば実父を過失殺した乾隆四十二「一七七七」年の湖南省の案件で、湖南巡撫は、

譚細保は、まさに「子が父母を過失殺した場合は絞立決に定擬する」の例に依り、まさに絞立決に定擬し、請旨即行正法とすべし。

〔譚細保、合依「子過失殺父母、擬絞立決」例、応擬絞立決、請旨即行正法。〕

とあるように、刑律人命「戲殺誤殺過失殺傷人」律の条例により絞立決と定擬し、請旨即行正法として上奏した。⁽¹⁷⁾

そして刑部から検討結果の上奏を受けた乾隆帝は、「譚細保は、直ちに絞に処することを命じる。その他は議に依れ〔譚細保、著即処絞。余依議〕」と、絞の即時執行を命じる旨を下している⁽¹⁸⁾。

第二に「比附」の形態が挙げられる。比附とは、犯罪行為に適合する律例が存在しない場合や律例で定める刑罰を適用すると犯罪行為と刑罰の均衡を失する場合、類似の律を適用、あるいはそれを基準に加等減等をして定擬し、皇帝に上奏してその裁可を仰ぐという手続である⁽¹⁹⁾。比附は、律例にそれを規定する条文が存在することから、官僚の義務として存在した。これについて例えば乾隆二十九「一七六四」年の江西省で発生した、山間部に籠って召喚に応ぜず武装して抵抗し差役を負傷させた事件で、江西巡撫は、

張嘉隆はまさに「山沢に逃避して追喚に服せざる場合は、『叛を謀るも未だ行わず』を以って論ず」、「首犯であれば絞とする」の律に比附し、請旨即行正法とすべし。

〔張嘉隆、応比照「逃避山沢不服追喚者、以『謀叛未行』論」、「為首者絞」律、請旨即行正法。〕

と、刑律賊盜「謀叛」律の律文に比附して絞立決と定擬し、請旨即行正法として上奏した⁽²⁰⁾。そして三法司からの検討結果の上奏を受けた乾隆帝は、「張嘉隆は、直ちに斬に処することを命じる。…その他は議に依れ〔張嘉隆、著即処斬。…余依議。〕」と、斬の即時執行を命じる旨を下している⁽²²⁾。

第三に、「従重」の形態が挙げられる。従重について中国近現代における処罰規定等を検討した高見澤磨氏によると、①法定刑より重く処罰、②法定刑上限一杯で処罰、③法定刑の平均より上で処罰、④重めに罰するという脅しという四つの考え方があり得るとする⁽²³⁾。周知のように律例は量刑の幅を設けない形で立法がなされているため、

清代において上記分類の②と③は原理的に該当しない。したがって清代の従重が④の威嚇の表現に止まらず何らかの手續的内容を含み得るとすれば、それは①の法定刑より重く処罰するという内容と理解することが妥当であろう。律例への準拠や比附はいずれも官僚の義務と理解できるが、従重は逆にそれらとは相容れないものであり、後述する嘉慶四年の上諭のように皇帝から明確に否定される場合もあったため、基本的には事実的な対応に止まるものであったと考えられる。

これについて例えば乾隆二十八「一七六三」年に台湾で発生した、鄭桂が官職を詐称して金銭を詐取したという事件で、閩浙総督らは、

査するに、条例に「無官で官職にあると詐称し、ならびに現任官員の姓名を冒称するも、未だ証拠となる文書を造らず、ただ一人を騙すことを図り、一事を行うことを図るに止まる場合、その犯罪が徒罪以下にあたるものは辺衛に発して充軍とし、その犯罪が軍流遣罪にあたるものは絞監候に定擬する」とある。この案の鄭桂は…すでに「その犯罪が軍流遣罪にあたるものは絞監候に定擬する」という条例に相符する。

〔查例載「無官而詐称有官、并冒称现任官員姓名、並未造有憑劄、止於圖騙一人図行一事、犯該徒罪以下者、發辺衛充軍、犯該軍流遣罪者、擬絞監候」等語。此案鄭桂…已与「犯該軍流遣罪者、擬絞監候」之例相符。〕

と、まず今回の犯罪行為に該当する刑律詐偽「詐假官」律の条例を提示して、鄭桂の行為がそれに合致することを確認する。その上で、

鄭桂は…条例に依りまさに絞監候に定擬すべきであるが、しかし該犯は以前、派遣された官僚であると詐称して、捕縛されて徒刑に処され、恩赦を受けて釈放された者である。ところが悪を恃んで悔い改めず、ひそかに台湾に赴いて、公然と礼服を着用して礼帽をかぶり、官職を詐称して人を騙し、官職名の入った燈籠を掲げて、愚民を誘惑した。坊保が調査に赴いた際には、その都度勢いをなして殴り罵った。海外の重地において、どうしてこのような奸徒がほしきままに振る舞い忌むことが無いという状況を放置できようか。

〔鄭桂：依例応擬絞監候、但該犯先因假冒差官、被獲充徒、援赦釈回。乃怙惡不悛、潜赴台灣、公然穿戴補服頂帽、假官誑騙、懸掛官銜燈籠、誘惑愚民。当坊保往查、輒敢作勢毆罵。海外重地、豈容此等奸徒肆行無忌。〕

と述べ、本来は条例の規定により絞監候と定擬すべきであるものの、再犯であることや海を隔てた台湾での事件であることから、厳しい処置が必要であるとの見解を示す。そこで、

今、訊問した結果、鄭桂は凶悪異常にして、実に不法であるため、条例に依り絞監候としても、懲らしめを示すに足りない。鄭桂はまさに従重で絞立決に定擬し、条例に照らして先行して刺青をして、請旨即行正法とすべし。

〔今審訊之下、鄭桂兇橫異常、実屬不法、依例絞候、未足示懲。鄭桂応従重擬絞立決、照例先行刺字、請旨即行正法。〕

と、厳罰の必要性に鑑み、従重により絞立決と定擬して請旨即行正法とする形で上奏した。²⁴⁾

以上、立決案件における請旨即行正法の用例として三つの形態を紹介した。これらの案件ではそれぞれ律例の参

照の仕方が異なり、特に従重については明確な制度的根拠が見出せないもの、いずれも少なくとも立決と定擬することでは共通する。そしてその立決がすでに死刑の即時執行を意味するため、これらの用例に表れる請旨即行正法は、手続的に特有の意味内容を有するものとはならず、単に立決と定擬することにより含意される死刑の即時執行を奏請することの形容に止まった。

しかし請旨即行正法の用例が確認できる事例は、必ずしも以上のような立決と定擬する事例にのみに限定されるものではない。請旨即行正法の用例が確認できる二つ目の類型として、官僚が死刑を奏請する際に「監候」と定擬する事例が挙げられる。これも手続的には二つの形態に区分することが可能である。

すなわち監候と定擬する事例の第一には、監候に定擬した上で従重により請旨即行正法とする形態が存在する。

例えば乾隆四十四「一七七九」年に江西省で発生した、民衆が集団で官署に押し掛けて騒動を引き起こした事件で、江西巡撫は、

按ずるに、条例に「狡猾な民が事に乗じて堂で騒ぎ官署を塞ぎ、凶暴をほしきままにして官僚を殴り、衆を集めること四、五十人の場合には、首犯は条例に依り斬立決梟示とする。同謀して衆をあつめ、転じて互いに人を寄せ集め、手を出して官を殴った場合は、従犯であると雖も、その悪を同じくして助け合うことが首犯と異ならないため、また『光棍』例に照らして斬立決に定擬する。その他の従犯は、条例に照らして絞監候に定擬する。…」とある。

〔按例載「刁民因事開堂塞署、逞兇毆官、聚衆至四五十人者、為首依例斬決梟示。其同謀聚衆、輒相糾約下手毆官者、雖屬為從、其同惡相濟、与首犯無異、亦照『光棍』例、擬斬立決。其余從犯、照例擬絞監候。…」等語。〕

と、この事件で適用すべき兵律軍政「激変良民」律の条例を提示する。そして首犯を恭請王命としたほか、⁽²⁵⁾ 従犯については、

曾乃仔・詹乞仔は暖閣の宅門を打ちこわし、盧的仔はレンガを拾って差役を殴り、曾流民は門旁の転斗を打ちこわし、また衣物を奪い、袁貴生もまた物を奪い取ったので、まさに均しく「光棍為從」例に照らして、絞監候に定擬し、先行して刺青をする。これら五犯は犯情が特に凶悪であるため、まさに従重で請旨即行正法とすべし。

〔曾乃仔・詹乞仔、打毀暖閣宅門、盧的仔、拾磚毆差、曾流民、打毀門旁転斗、又搶衣物、袁貴生亦搶取物件、応均照「光棍為從」例、擬絞監候、先行刺字。該五犯情殊兇橫、応従重請旨即行正法。〕

とあるように、上記条例に照らして絞監候に定擬した上で、犯罪状況が特に凶悪であるため従重により請旨即行正法として上奏した。⁽²⁶⁾ この案件について三法司からの覆奏を受けた皇帝は、「曾乃仔・詹乞仔・盧的仔・曾流民・袁貴生は、すべて直ちに絞に処すことを命じる。それ以外は議の通りにせよ」〔曾乃仔・詹乞仔・盧的仔・曾流民・袁貴生、俱著即処絞。余依議〕と、絞の即時執行を命じる旨を下している。⁽²⁷⁾

そして第二に、監候と定擬してそのまま請旨即行正法とする形態を見出すことができる。これについてはすでに「はじめに」でその事例を紹介したが、そこで総督は犯罪者を条例により絞監候に定擬した上で請旨即行正法として上奏し、それを受けて乾隆帝は絞の即時執行を命じる旨を下した。

以上の二例は、従重という手続的表現の有無はあるものの、いずれも督撫が条例により監候と定擬した上で請旨即行正法として上奏し、その結果として、死刑の即時執行を命じる旨が下された点で共通する。すなわちこれらの事例では、監候と定擬しているにもかかわらず、結果として立決と同様の効果がもたらされている。このうち前者については、従重に（制度上の位置付けはともかくとしても）刑罰加重的な効果を求めることもできるため、請旨即行正法は死刑の即時執行を奏請することの形容に過ぎないと理解することも可能である。しかし後者については、従重のような手続的表現が存在しないため、請旨即行正法それ自体に監候を立決同様に処理する加重的効果があると考えられない。つまりここでの請旨即行正法は、単に死刑の即時執行を奏請することの形容に止まらず、監候を立決同様に処理するという特定の手続的内容まで有したと見なすべきである。

これらの監候を立決同様に処理するという手続的内容を持つ請旨即行正法の先には、三つの目の類型として、数量的にはほとんど存在しないものの、そもそも官僚が何ら律例を参照せず皇帝へ直接死刑を奏請する形態も確認できる。例えば乾隆二十一「一七五六」年正月四日の両江総督らの奏摺は、江蘇省での災害支援に際して道理に悖った書物を編集してその対応を誹謗した朱思藻について、次のように上奏する⁽²⁸⁾。

このような道理に悖った不法な輩について、もしすみやかに死刑を行わなければ、どのようにして悪俗を懲らしめ、人心を戒めるのか。朱思藻は、請旨即行正法とすべし。

〔此等狂悖不法之徒、若不亟正典刑、何以懲惡俗、而儆人心。朱思藻、応請旨即行正法。〕

ここで両江総督らは、朱思藻を死刑にするために請旨即行正法として上奏する。今まで紹介した事例では、律例に

準拠するにせよ、律例の規定では不十分であるため加重的に処理するにせよ、いずれもすべて本来適用すべき律例への参照が確認できるものであった。しかしこの事例では律例への参照が全く確認できず、直截に自らの判断のみで死刑を導き出している。

これについて乾隆帝より審理を命じられた軍機大臣と三法司は、朱思藻を斬立決と定擬して上奏した。これに対して乾隆帝は、「該犯を斬立決と定擬したことは、当然にして罪のまさに得るべきところである〔將該犯擬以斬決、自屬罪所應得〕とそれを肯定的に評価しつつも、「該犯はつきつめれば災害により支援を望んだのであって、胡中藻²⁹が官僚の身でありながら故なく道理に悖って誹謗したことは異なる〔該犯究因災望賑、尚与胡中藻之身列仕版、無故悖逆謗訕者有聞〕」として、他の類似事件との比較において犯罪行為と刑罰の均衡を考え、この犯罪者の死刑を免じて黒龍江への発遣とした〔朱思藻、著從寬免死發往黑龍江³⁰〕。

このように、この案件では軍機大臣から乾隆帝へ奏請する段階においては、その由来は不明ながらも何かしらの形で斬立決と定擬され、しかも結果的には皇帝の判断で減等されて死刑が行われなかった。しかし総督らの上奏段階において自らの判断のみで死刑を導き出す形で請旨即行正法とされ、そのことが皇帝あるいは軍機大臣や三法司より手続的な見地から否定されなかったことには留意する必要がある。請旨即行正法には、このような官僚が律例の規定を何ら参照することなく死刑を奏請する事例も存在した。

以上、乾隆期の請旨即行正法に関する史料について、手続的な見地からその用例の広がりや踏まえて紹介した。当時の請旨即行正法は、その字義通りの手続である立決と定擬する場合において律例への参照形態が様々であるのみならず、その字義とは異なる手続となる監候と定擬する場合や、さらには官僚が律例に何ら参照することなく直接皇帝に死刑を奏請する事例においてもその用例が確認される。そしてその手続的效果に着目すると、単に死刑の即

時執行を奏請することの形容に過ぎず、とりたてて特別な効果をもたない場合もあれば、監候を立決同様に処理するという独自の手続的内容まで有するものも存在した。乾隆期にはそれらが渾然一体となつて「請旨即行正法」という一語に集約された。

乾隆期の請旨即行正法は、まさにその用例が広範囲に分布していることの裏返しとして、皇帝に対して死刑の即時執行を奏請するという一点でしか共通点を見出すことができない。したがってその共通点から判断すれば、乾隆期の請旨即行正法とは、それ自体がひとかたまりの手続用語として特定の刑事裁判上の手続が含意されるのではなく、むしろ字義通りに官僚が業務を遂行するにあたって皇帝に裁可を仰ぐ「請旨」行為の一つとして「直ちに死刑にする」ことを奏請するものと理解することが妥当であろう。そしてその中において、立決案件で見られるような即時執行の奏請の形容に過ぎないものもあれば、監候案件で見られるような監候を立決と同様に処理する加重的効果をもたらずものも存在した。また乾隆期の請旨即行正法を官僚による「請旨」行為一般に還元されると見なしたとき、そこにおいて何かしら特定の手続的要素を見出しうる場合であっても、それは制度的文脈において適切性が確保されたものではなく、あくまで個々の案件ごとに官僚が奏請して皇帝がその適切性を判断したことの結果が集積したものに過ぎないと考えるべきであろう。

そして以上のことは、乾隆四十二「一七七七」年に制定された兵律関津「私越冒度」律の条例においても同様であつたと考えられる。これは、発遣などに処せられた犯罪者が配所から逃亡した場合や配所で犯罪を行った場合における請旨即行正法を規定した条例を除き、管見の限り乾隆期に請旨即行正法を規定した唯一の条例である。⁽³¹⁾その内容は、

およそ雲南省の永昌・順寧二府以外の国境の関所では、碧霞璽・翡翠玉・葱玉・魚・塩・棉花などの物を密売することを禁止する。もし密売の人を捕縛して、審理して明確になった場合、一味が十、二十人以上であれば、首犯は絞立決と定擬せよ。その従犯の一味が四人以上で十人に満たない場合は、すべて黒龍江などの処に発遣とせよ。三人以下に止まる場合は、妻とともに三千里に流徙して安置せよ。もし密売することで情報を漏洩した場合、審理して事実であれば、人数の多寡を問わず請旨即行正法とせよ…。

〔凡滇省永昌・順寧二府以外、沿辺関隘、禁止私販碧霞璽・翡翠玉・葱玉・魚・塩・棉花等物。如拿獲私販之人、審訊明確、共夥人数在二十人以上、為首者、擬絞立決。為從及數在四人以上不及十人者、俱發遣黒龍江等處。若止三人以下者、僉妻流徙三千里安置。如有因私販透漏消息者、審實、無論人数多寡、請旨即行正法…。〕

というものであり、一味が十人以上の密売犯について絞立決を規定するほか、密売に際して情報を漏洩した者に対して請旨即行正法とすることを規定する。しかし後者は単に「請旨即行正法とせよ」と規定するのみで、具体的にどのように定擬するかなど手続的な部分は明確ではない。

さてこの条例は、欽差大学士阿桂が奏請した辺境事宜の、

およそ密売犯を捕縛して、審理して明確になった場合は、三人以下の場合、妻とともに流徙せよ。四人以上の場合は外遣せよ。もし多く一、二十人以上に至った場合は、首犯は死刑にし、従犯は外遣とすべし。もしこれにより情報を漏洩した場合は、人数の多少を問わず、審理して事実であれば直ちに上奏して死刑にすべし。

〔凡拿獲私販、審訊明確、自三人以下者、僉妻流徙、自四人以上者外遣。若多至二十人以上、為首者正法、從犯外遣。倘有因此

透漏消息者、無論人数多少、審実即奏明正法。」

という部分を条例化したものである。⁽³²⁾しかしこの奏請では密売や情報漏洩を行った者に対して単に「死刑に」せよと提案するのみで、具体的にどのような内容・手続の死刑を科すべきかが明確ではなかった。そこで条例の制定にあつた刑部は、雲貴総督が国境での密売犯について律に照らして絞監候に定擬した上で辺境の事件であることを理由に請旨即行正法として上奏し、皇帝もそれを容認したという先例に鑑み（査臣部核覆、雲貴総督審奏拿獲沿辺私販之犯、俱係照「私越縁辺関塞交通外境」律、擬以絞候、事関辺情、請旨即行正法、奏准遵行在案）、条例化にあつてこれと同様の処置を採用することにした（此条例内、自応遵照）。ただ条例の文言としては、先例にあるような「請旨即行正法」ではなく「絞立決」に変更することで、条例を参照する官僚に誤解が生じないよう配慮した（声明「絞決」字様、以免岐誤）。⁽³³⁾

この制定経緯より、条例の前半にある「首犯は絞立決と定擬せよ」という箇所は、雲貴総督の先例において兵律「私越冒度関津」律の律文に照らして絞監候と定擬して請旨即行正法としたものが、条例化の際に誤解の無きよう絞立決と変更されたことが判明する。つまりこの箇所は、阿桂の奏請で「死刑に」せよとあつたのが、雲貴総督の先例で「絞監候に定擬して：請旨即行正法と」していたことを踏まえ、条例では「絞立決と定擬せよ」と規定されたのである。

これを踏まえて阿桂の奏請と条例を比較すると、条例で「請旨即行正法とせよ」と規定する箇所は阿桂の奏請では「直ちに上奏して死刑にすべし」となっており、内容的には重なるものの必ずしも同一の表現でないことに気づく。そして他方、阿桂の奏請では十人以上の密売犯の首犯と情報漏洩者のいずれも「死刑」という同一の表現が用

いられていることからすれば、情報漏洩者について「請旨即行正法とせよ」と命じる条例の規定は、十人以上の密売犯の首犯の場合と同様に、雲貴総督の先例から持ってきたと見るべきであろう。そうであるとすれば、条例が規定する請旨即行正法もまた、本来は前半部分と同様に先例の「請旨即行正法とせよ」から「絞立決と定擬せよ」と変更すべきところが、何らかの手違いでそのまま残ってしまったと考えられる。

また清末の著名な司法官僚である薛允升は、律例各条に逐次解説を加えた著書『読例存疑』の中で、同条例について、

碧霞璽・翡翠等の玉、及び魚・塩・棉花は均しく違禁の物ではない。ひそかに夷地に赴き売買することで、恐らくは私通して情報を漏洩するという問題があるため、そこで厳しくこの条例を定めている。もし情報を漏洩することなく、密売して（その一味が）十人以上であればすなわち絞立決に定擬することは、刑罰が重すぎるであろう。

〔碧霞璽・翡翠等玉、及魚・塩・棉花均非違禁之物。因其潜赴夷地販買、恐有私通透漏情弊、故嚴定此例。若並未透漏消息、私販至十人以上即擬絞決、似嫌太重。〕

と評している。⁽³⁴⁾ここより薛允升は、この条例の主眼は密売よりもむしろ情報漏洩にあると考えていたことが判明する。薛允升の理解が正しいとすれば、条文構成としては、後半部分の情報漏洩に対する処罰規定を前半部分の密売にも援用したと考えることが望ましい。そうであれば、前半部分が絞立決である以上、後半部分も当然に絞立決と考えられ、ここからも手続的に両者を別個のものと区別したとは考えにくい。

以上より、この条例が定める請旨即行正法は、その具体的な手続について明確に定めてはいないものの、実際には絞立決に定擬することを想定したと考えられる。したがってこれは字義通り死刑の即時執行の奏請を意味するものであり、監候相当案件での請旨即行正法のように加重的効果をもたらすものではない。しかもこのような内容が条文から直ちに読み取れる形で規定されていなかったことからすれば、案件のみならず条例においても請旨即行正法は死刑の即時執行を奏請することの形容に過ぎず、それ以上の手続的内容を含まなかったと考えられる。

結局のところ、乾隆期の史料に見られる請旨即行正法は、事例にしる条例にしるまずは死刑の即時執行を奏請することの形容であると理解することが妥当であり、したがってそれは官僚の「請旨」行為一般に還元されてしまうものであった。これを逆にして言えば、乾隆期の請旨即行正法は実務レベルでも条例のレベルでも具体的内容を有する特定の手続を想定するには至らず、手続的な内実はそれを選択する官僚の判断に委ねられる一方、皇帝が案件ごとにその適切性を判断したと考えられる。

とはいえ、そのような請旨即行正法の中に、監候と定擬したものを立決同様に処理する類型が含まれていたことは注意を要する。なぜならそれは結果的に嘉慶期以降の請旨即行正法の制度化へと繋がっていくものとなったからである。以下、節を改めて嘉慶期以降の請旨即行正法を検討する。

第二節 嘉慶期以降——刑事裁判上の一手続としての「請旨即行正法」——

嘉慶四「一七九九」年、すでに帝位を退いていた先代の乾隆帝が死去して名実ともに嘉慶帝の親政が始まると、正月十五日、裁判関係で注目すべき上諭が下された⁽⁴⁵⁾。

從來、刑部が律を引いて獄を断じる際、本律の外に多く「罪を覆うに足りない」、「懲らしめを示すことにならない」及び「従重で定擬する」等の表現があつた。その処理は実によりしくない。罪名の大小は律に明条があるので、自らまさに案情を考え、援引して確実に当てるべきである。務めて刑罰が罪を覆うに足り、軽すぎることを重すぎるのではないようにしなければならず、そのようにしてはじめて用法の平をなす。今すでに本律を引いて、その上に「罪を覆うに足りない」、「従重で定擬する」と称して、加えること数等に至るものがある。これは律に按じて処理するものではない。これではどのように律例を用いて処理するのか。たとえ案情内に情節の比較的重いものがあつたとしても、朕が自ら案件ごとに酌定すればよい。要するに、「罪を覆うに足りない」という語は、法を司る官僚が言い出すことではない。今後、裁判を担当する官庁では、すべて憲典を遵守し、専ら本律を引くべし。律外においてさらに「罪を覆うに足りない」及び「従重」という表現を用いてはならず、たとえ「雖」字や「但」字の抑揚文法もまた用いることを認めない。

〔向來刑部引律斷獄、於本律之外、多有「不足蔽辜」、「無以示懲」及「従重定擬」等字樣。所辦實未允協。罪名大小律有明条、自應勘核案情、援引確當。務使法足蔽辜、不致畸輕畸重、方為用法之平。今既引本律、又稱「不足蔽辜」、「従重定擬」、並有加至數等者。是仍不按律辦理、又安用律例為耶。即案情內有情節較重者、朕自可隨案酌定。總之、「不足蔽辜」之語、非執法之官所宜出。嗣後問刑衙門、俱應恪遵憲典、專引本律。不得於律外又稱「不足蔽辜」及「従重」字樣、即「雖」字「但」字抑揚文法、亦不准用。〕

この上諭（以下、本稿では「嘉慶四年上諭」と称する）では、臣下が用いる従重などを槍玉に上げ、それは律例に

準拠するものではない以上、司法を担当する官僚が用いるべきではないと否定する。ここで嘉慶帝は、皇帝官僚制内部における司法を巡るそれぞれの役割、すなわち官僚は律例に準拠して定擬を行い、皇帝は律例を越えた判断を行うことを再確認した。⁽³⁶⁾

そしてこの文脈において、乾隆期以来の請旨即行正法もまた否定の対象となった。⁽³⁷⁾ すなわち同年二月十五日の上諭では、安徽巡撫陳用敷が不正に印封を盗んで関餉を騙し取った事件で、刑律賊盜「盜制書」律の律文により絞監候と定擬した上で請旨即行正法としたことについて叱責を加えている。この上諭ではまず、

陳用敷が請旨即行正法としたことは、本律の外で加重して処理するものである。

〔陳用敷奏請即行正法、係於本律之外加重辦理。〕

と述べ、律に準拠して絞監候と定擬した上で請旨即行正法としたことは、嘉慶四年諭旨が禁じる律例外での加重的処理に当たるとする。その上で、

陳用敷がこの案を処理したのは、先の旨を奉じる前であったため、そこでこのように定擬した。ただ「もって戒めを明らかにする」と表現することは、とりわけ律に按じて上奏する体をなすものではない。

〔陳用敷辦理此案、尚在未奉前旨之先、是以如此定擬。但所稱「以昭炯戒」之辭、殊非按律入奏之體。〕

と述べ、安徽巡撫の対応に一応の理解を示しながらも、それが律例に準拠した対応でないことを叱責する。そして

この案件を監候のまま本年の秋審に趕入するように命じている〔仍照本律擬絞監候、以符定律。著趕入本年秋審情實辦理〕⁽³⁸⁾。このように嘉慶帝は、請旨即行正法を従重と同様に律例外で加重する方法であつて律例に準拠した処理方法ではないとして、これを否定した。

しかしこのような嘉慶四年上諭が存在するにもかかわらず、翌嘉慶五「一八〇〇」年以降、律例により監候と定擬して（あるいは律例の規定によれば監候になることを明示して）請旨即行正法とすることを嘉慶帝が肯定的に評価する事例が確認できるようになる。

例えば福建省の天地会に関する同年八月二十五日の閩浙総督らの上奏には、

この案の僧侶の弗性は、天地会の名目にかりて、大胆にも敢えて愚民を煽動・誘惑して、錢を集めて会に加入させるなど、殊に法を軽視している。まさに「左道異端にして民人を煽動・誘惑した場合、首犯は絞監候とする」の律に照らして、絞監候に定擬する。このような匪徒は、久しく獄中に留めて死刑を遅らせることは望ましくない。まさに福建省で以前に処理した会匪羅名揚などの各案⁽³⁹⁾に照らして、請旨即行正法として、もつて戒めを明らかにする。

〔此案僧弗性、借有天地会名目、胆敢煽惑愚民、斂錢入会、殊属藐法。应照「左道异端煽惑人民、为首者絞監候」律、擬絞候。此等匪徒、未便久禁獄中、致稽顙戮。应照「閩省前辦會匪羅名揚等各案」、請旨即行処決、以昭炯戒。〕

とあり、閩浙総督らは弗性などを礼律祭祀「禁止師巫邪術」律の律文により絞監候に定擬し、先例に照らして請旨即行正法とした⁽⁴⁰⁾。これに対して嘉慶帝は、上奏の「もつて戒めを明らかにする〔以昭炯戒〕」という箇所「正しい

〔是〕という書き込みを行っている。⁽⁴⁾ここよりこの事例で総督が請旨即行正法を選択したことについて、嘉慶帝は適切な処置と判断していたことが分かる。

また河南省で発生した、黄奉章が金銭トラブルから一名を殺害し、捕縛後にさらに一名を殺害した事件に関する嘉慶六「一八〇一」年十月十一日の奏摺において、河南巡撫はまず、

査するに、律に「鬪毆して人を殺した場合は絞監候とする」、「故殺した場合は斬監候とする」、また「二罪がともに発した場合は、重い方で論じる」とある。この案件の黄奉章は、先後して楊正玉を切り殺し葉富春を刺し殺した。前者は何の考えもなしであるが、後者は意思をもって行ったものであるため、律に按じるに罪はまさに斬監候となる。県・州と委員はすべてこの通りに定擬してきた。

〔查律載「鬪毆殺人者絞監候」、「故殺者斬監候」、又「二罪俱発、以重者論」各等語。此案黄奉章、先後砍扎楊正玉・葉富春致斃二命、前係無心、後出有意、按律罪應斬候。県・州与委員、俱照此問擬。〕

と述べ、この案件では二件の殺人事件のうち、刑罰が重くなる刑律人命「鬪毆及故殺人」律の律文を適用すべき後者の方で斬監候と定擬すること、そして省内の覆審では実際にそのように定擬されてきたことを明らかにする。そして、「臣は刑名案件を処理する際、謹んで皇帝の上諭を遵守し、もとより敢えて定例の外で少しでも加重することとはしない〔臣辦理刑名案件、恪遵聖諭、原不敢於定例之外、稍有加増〕と、おそらく嘉慶四年上諭を念頭においた前置きをした上で、

しかし連日この案件の情節を細かく考えてみるに、黄奉章はすでに重罪を犯し、さらに敢えて人を殺したのであり、絶えて法を畏れるという心が無い。どうして死刑を遅らせるといふ道理があるのか。臣と按察使代理の何銑は何度も顔をあわせて相談した結果、まさに斬犯の黄奉章を請旨即行正法として、もって兇悪・頑固を戒めて死刑を無くさせる意を示す。適切であるかどうか、伏して皇帝陛下の訓示をまち、ただそれに従う。

〔惟連日細酌此案情節、黄奉章既犯重罪、復敢殺人、絶無畏法之心。寧有稽誅之理。臣与署臬司何銑復加面商、应請旨將斬犯黄奉章即行正法、以儆兇頑、而示止辟。是非有当、伏候訓示祇遵。〕

と述べ、律の規定によれば斬監候となる黄奉章について、その死刑を早めるために請旨即行正法として、それが適切であるか否かを嘉慶帝の判断に委ねた。⁴³⁾

この奏摺に対して嘉慶帝は、「まさにこのように処理すべきである（自应如此辦理）」と巡撫の対応を容認し、黄奉章を直ちに斬に処することを命じた（黄奉章、著即处斬）。その上で嘉慶帝は、今回の事件を「凶猛なこと極まっております、巡撫が黄奉章を請旨即行正法としたことは例外に加重するものではない（兇悍已極、該撫請將黄奉章即行正法、尚非於例外加重）」と評している。⁴⁴⁾

さらに嘉慶六（一八〇二）年十一月十一日の上諭では、雲貴総督琅玕が反乱鎮圧の際に自ら軍営に赴いたとの虚偽の上奏をした元貴州巡撫伊桑阿を条例に照らして斬監候と定擬したことについて、「琅玕等は、特に朕が年来裁判の処理に関して『従重を認めない』という旨を下したことより、条例に照らして斬監候に定擬した（琅玕等、特因朕年来辦理庶獄、有『不准従重』之旨、是以照例問擬斬候）」と述べ、総督が通常の死刑案件と同様の対応をしたことは嘉慶四年上諭を意識したものとして評する。その上で嘉慶帝は、今回の事件は「情罪が重大であるので、もし特に旨を下

して立決を与えれば、転じて常例と較べて加重することとなる（但其情罪重大、若特行降旨予以立決、転似較常例加重）ことから、「自らまさに律に按じて斬監候として、請旨即行正法とすべきであつた（自応按律擬斬監候、請旨即行正法）」として、今回の総督の対応を批判し、伊桑阿を改めて絞立決にするよう命じている（伊桑阿、著改爲絞立決⁽⁴⁵⁾）。ここで嘉慶帝は、総督の対応について嘉慶四年上諭を意識したもので不適切であるとこれを否定し、今回の事件では請旨即行正法を選択することが適切な対応であつたと位置づけている。

このように個々の案件処理のレベルにおいて、嘉慶五年以降、律例により監候と定擬して（あるいは律例の規定によれば監候となるような案件で）請旨即行正法とすることは必ずしも否定すべき処置とは見なされず、むしろ時にそれを選択しないことが律例への準拠を確認する嘉慶四年上諭に拘泥した不適切な処置と見なされた。そしてその傾向は、嘉慶九「一八〇四」年以降、請旨即行正法の条例化という形でより明確になる。

条例化の契機は、前年の嘉慶八「一八〇三」年に審理が行われた、窃盜を行つて逃亡を図り、總麻の服兄に抵抗して傷つけ死亡させた事件である。この事件で刑部は河南巡撫の原案通り斬監候に定擬して上奏した。これに対して嘉慶帝は、「刑部が斬監候と定擬したことは、もとより律に按じた処理である〔刑部問擬斬候、固属按律辦理〕と刑部の対応に一応の理解を示しながらも、「ただ該犯は先に窃盜を行い、さらに總麻の服兄に抵抗して傷つけ死亡させた。案件は服制に関わることであれば、将来の秋審の時、また必ず勾決とするため、ながく監獄にとどめておく必要はない〔但該犯先経犯窃、復拒傷總麻服兄身死。案関服制、将来秋審時、亦必預勾、毋庸久羁囹圄〕」ことより、刑部の斬監候という定擬を改めて、直ちに斬に処することを命じている（杜老刁、著即処斬）。そして今回の対応を踏まえて、「今後刑部は、このような捕縛に抵抗して死亡させ、また總麻の服制に係る犯罪者の場合は、律に按じて斬監候に定擬し、なお請旨即行正法とせよ。秋審で処理することを待つ必要はない〔嗣後刑部遇有此等拒捕斃命又関總麻服

制之犯、按律問擬斬候、仍請旨即行正法。不待至秋審辦理」と、今後も同様に処理することを命じるとともに、併せて条例化することも命じた〔著為令⁽⁴⁶⁾〕。これを受けて翌嘉慶九年、

およそ卑幼が姦⁽⁴⁷⁾により盗により逃亡を図り、抵抗して總麻の尊長・尊属を殺害した場合は、律に按じて斬監候に定擬し、なお請旨即行正法とせよ。

〔凡卑幼因姦因盜圖脫、拒殺總麻尊長尊屬者、按律問擬斬候、仍請旨即行正法。〕

という、刑律闕段「段大功以下尊長」律の律文に準拠して斬監候に定擬した上で請旨即行正法とすることを規定する刑律捕亡「罪人拒捕」律の条例が制定された。

そしてこの条例を皮切りに、監候と定擬した上で請旨即行正法とすることを規定する条例として、嘉慶十「一八〇五」年の刑律人命「謀殺祖父母父母」律の条例⁽⁴⁸⁾、嘉慶十六「一八一二」年の刑律闕段「段制使及本管長官」律の条例⁽⁴⁹⁾、道光八「一八二八」年の刑律人命「殺一家三人」律の条例⁽⁵⁰⁾、咸豐三「一八五三」年の兵律軍政「主將不固守」律の条例⁽⁵¹⁾などが順次制定されていった。

しかしこのような請旨即行正法が条例に規定されたからといって、嘉慶期以降、条例に規定された案件以外での請旨即行正法が全く認められなくなったかと言えば、必ずしもそうではない。

例えば条例の制定以前になるが、上述の嘉慶六年十一月十一日の上諭において、嘉慶帝はこの案件について「請旨即行正法とすべきであった」と述べており、雲貴總督琅玕が監候と定擬した後、自らの判断で請旨即行正法を選択しなかったことを批判している。

また請旨即行正法を規定する条例の一つである刑律人命「謀殺祖父母父母」律の条例は、嘉慶十「一八〇五」年に山東巡撫全保が審理した胞叔の殺害を計画して胞叔を含む三人を毒殺した事件を契機に制定されたが、この事件において巡撫は、従犯の実行者について情罪が比較的重大であることから、刑律賊盜「謀殺人」律の律文により絞監候と定擬した上で請旨即行正法とした（全保因其情罪較重、依律擬絞監候、請旨即行正法）。これに対して嘉慶帝は、この巡撫の対応を「その処理は正しい〔所辦尚是〕」と評価し、今後同様の案件ではこの処置に従って請旨即行正法とするように命じている（嗣後内外間刑衙門著即照此案、定擬絞候、請旨即行正法⁵²）。ここでも官僚の判断による請旨即行正法が条例の制定に先行する。

これらの事例は、嘉慶四年上諭が下された一時期を除き、嘉慶期以降も官僚が自らの判断で請旨即行正法を選択することが案件次第で容認されたことを示している。ここにおいて請旨即行正法を規定する条例は、刑律人命「謀殺祖父母父母」律の条例の制定経緯から確認できるように、官僚が自らの見識で選択する請旨即行正法の一部について規範性を持たせる形で明文化したものと理解できる。つまり請旨即行正法の用例の広がりという意味で言えば、まず官僚が自らの見識で選択して皇帝にも容認される請旨即行正法という一定の広がりがあって、その中の中心的な部分が（基本的にはその選択について官僚が自らの見識を示すことを要さない）条例という形で規範性を有するに至ったと考えられる。

しかし他方、乾隆期との比較で請旨即行正法の用例の広がりを見てみると、本節で紹介した嘉慶期の請旨即行正法に関する史料のすべてが、律例により監候と定擬する、あるいは律例の規定では監候となる案件について、その死刑の即時執行のために請旨即行正法とする事例であることも看過できない。嘉慶期の請旨即行正法では、乾隆期に見られた立決と定擬して請旨即行正法とする事例や律例の規定を意識せず直接皇帝に死刑の即時執行を奏請す

る事例が確認できなくなり、より狭く律例で監候となる案件での事例に限定された。

こうして見ると嘉慶期の請旨即行正法は、手続的には、監候相当の案件で死刑の即時執行をもたらすという効果を有するものであった。そして嘉慶九年以降、そのような請旨即行正法が順次条例化されたということは、少なくともそこで規定する案件については以後継続的に請旨即行正法を用いることを意味する。したがってここに至って乾隆期のような「請旨」行為一般における「即行正法」ではなく、清代刑事裁判上の一手続として監候相当案件で死刑の即時執行をするという特定の内容を有する「請旨即行正法」が確立したと見なすことができよう。すなわち嘉慶期以降の請旨即行正法は、律例に規定において監候相当の案件において原則的にその律例に準拠して監候と定擬した上で死刑の即時執行を奏請する手続として、その一部が条例へ纂入されるとともに、条例外においても必要に応じて官僚の判断で用いるべき方法として定着したと考えられる。

そしてその刑事裁判上の一手続としての性格は、道光期になるとより顕著になる。例えば道光二「一八二二」年、塩の密売犯が捕縛に赴いた兵役に抵抗してこれを殺害した事件で、両江総督は戸律課程「塩法」律の条例により斬監候と定擬した上で請旨即行正法とした。道光帝はこの案件を刑部に下して審理させ、刑部は今回の事件での請旨即行正法は不適切であると上奏したが、その際に刑部は次のように説明する。⁽⁵³⁾

査するに斬・絞の犯罪者に関して立決と監候それぞれに正条が有る。從來、時に斬・絞の犯罪者を酌量して請旨即行正法とすることがあるが、必ずその犯罪の情節が実に凶悪であった場合にはじめて例外で加重することができる。それ以外はすべて定例に照らして処理すべきであり、監候の犯罪者を軽々しく立決に定擬してはならない。

〔査斬絞人犯、立決与監候各有正条。向來間有將斬・絞人犯、酌量請旨即行正法者。必其所犯情節實在兇惡、始得於例外加重。其
余均應按照定例辦理、不得將監候人犯輕擬立決。〕

ここよりまず、この時期の請旨即行正法は「監候の犯罪者」を「立決に定擬する」ことと同様の効果をもたらすもので、それは「例外で加重することができる」方法と理解されたことが判明する。この点について嘉慶期は、例えば上述の嘉慶五年の事例に「巡撫が黃奉章を請旨即行正法としたことは例外に加重するものではない」とあるように、実際には監候相当案件を立決と同様に処理する効果があつたにもかかわらず、律例との関係における位置づけはなお不明瞭な部分を残すものであつた。その意味で当時の請旨即行正法はなお手続として十分に安定するには至らず、乾隆期以来の「請旨」、すなわち個別に皇帝の判断を仰ぐことを通じて官僚が選択する個々の請旨即行正法の適切性が判断されるという要素がなお残存していた。しかし道光期に至って「例外で加重することができる」方法であることが明言されると、(個別案件を処理する際に何が「例外」にあたるかという問題は残されるものの)請旨即行正法という手続そのものは律例との間で整合性が確保され、その結果、清代刑事裁判制度における手続的な安定性が高まったと理解することができよう。

またこの道光二年の段階では、先に紹介したようにすでに請旨即行正法を規定する条例が幾つか制定されている。条例に規定される請旨即行正法については、単に個々の官僚が条例に遵守すればそれで済むものであり、ここで刑部がわざわざ言及するには及ばない。したがってここで刑部が言及することは、この史料が条例規定の存在しない塩の密売の事例であることから明らかなように、条例規定以外の請旨即行正法に關してであると理解すべきである。この点について刑部は、「犯罪の情節が実に凶惡であつた場合」について官僚が「酌量して」用いる方法として請

旨即行正法を位置づけている。これは従来制度的な言及がなされなかった官僚の選択による請旨即行正法に一定の定義づけを与えるものであり、その意味でそれ以前に比して刑事裁判上の一手続としての性格が増したと考えられる。

このように嘉慶期以降、請旨即行正法は、監候と定擬された案件において死刑の即時執行を奏請する手続として成立し、時代が下るにつれてその制度的な安定性が増していった。そして清末の段階には、例えば『読例存疑』で「監候の本罪の上に請旨即行正法とするものが有る〔有於監候本罪上請旨即行正法者〕と指摘されるように、監候と定擬される案件で死刑の即時執行をすることによりそれを加重する方法として清代刑事裁判制度の中に定着するに至ったのである。

第二章 皇帝の対応——監候相当案件を例に——

第一節 乾隆帝

請旨即行正法とはそもそも臣下が皇帝に奏請する行為である。そのため官僚が請旨即行正法として上奏し、皇帝より死刑の即時執行を命じる旨が下された案件は、すべて皇帝が請旨即行正法を容認した事例と見なすことができる。したがって乾隆期において監候相当案件での請旨即行正法の事例が確認できることは、少なくともそれらの案件については乾隆帝が容認したことを示している。

そして乾隆帝は、単にそうした請旨即行正法を容認するのみならず、時にそれを積極的に賞賛した。例えば乾隆五十五〔一七九〇〕年に福建省で発生した「賊犯の陳答が、差役の趙榮に発見されて捕縛されたため、直ちに身に着けていた小刀を抜き、趙榮を傷つけ死亡させた〔賊犯陳答、因被差役趙榮偵見擒捕、即拔身帶小刀、戳傷趙榮身死〕」とい

福建省の漳州府・泉州府の一帯は、民情が狡猾で乱暴である。もし本条例に照らして斬監候に定擬したら、懲らしめを示すに足りないため、請旨即行正法とする。

〔福建漳・泉一帯、民情刁悍。若照本例擬斬監候、不足示懲、請旨即行正法。〕

とあり、この案件では適用すべき条例に照らせば斬監候となるがそれでは十分な戒めとはならないとして請旨即行正法とすることに言及した。その上で、「該犯は現在病氣を患っていることから、審明後に直ちに処刑した（因該犯現在患病、審明後即行処決）」と上奏した。⁽⁵⁵⁾この上奏に対して乾隆帝は、「その処理は非常に正しい〔所辦甚是〕」と閩浙総督の対応を賞賛した上で、今回の案件を次のように評した。⁽⁵⁶⁾

該犯は即ち拔刀して趙榮を連続して切りかかり、地に倒して死亡させた。実に法を蔑ろにして凶暴をほしきまににするものであるから、自ら直ちに死刑とすべきである。もし条例に照らして斬監候に定擬すれば、実に懲らしめを示すに足りない。今後、内外の裁判を担当する官庁では、賊犯が凶行をして刀を用いてたちどころに差役を殺害するなど、情節がこのように憎むべきもの場合には、すべてまさに請旨即行正法とすべし。条例に拘泥して処理してはならない。

〔該犯即拔刀連戳趙榮、倒地殞命。實屬藐法違兇、自應立置重辟。若照例問擬斬候、實不足以示懲。嗣後内外問刑衙門、遇有賊犯行兇用刀立時殺斃差役、情節似此可惡者、俱應請旨即行正法。不得拘例辦理。〕

この案件で閩浙総督は、適用すべき条例に準拠すると斬監候となる犯罪者について、その事件が発生した漳州府・泉州府一帯の社会状況に照らして厳罰に処す必要があるとの認識から請旨即行正法を選択した。⁽⁴⁷⁾ 乾隆帝はこの閩浙総督の判断を是とし、今後同様の事件が発生した場合は請旨即行正法とすることを命じている。

しかし乾隆帝は、臣下による監候相当案件での請旨即行正法のすべてをそのまま是認した訳ではない。時には請旨即行正法に関連して臣下を叱責する場合もあった。

その一つは、請旨即行正法を選択したことについて叱責を加える場合である。

第一に、請旨即行正法を選択することで犯罪行為に対して刑罰が重くなってしまう場合において、それを選択したことを叱責する。例えば乾隆四十一年「一七七六」年に山東省で発生した、女性に性的ないたずらをしたためにその一家により官憲に突き出されそうになり、抵抗してその子供を殺害してしまった事件で、山東巡撫は、

もし僅かに「罪人が捕縛に抵抗し、捕人を殺した場合斬とする」の律に照らして、斬監候に定擬したら、罪を覆うに十分ではない。まさに寶十を律に照らして斬監候と定擬し、請旨即行正法とすべし。

〔若僅照「罪人拒捕、殺所捕人者斬」律、擬斬監候、不足敵辜。必將寶十、照律擬斬監候、請旨即行正法。〕

と、刑律捕亡「罪人拒捕」律の律文に照らして斬監候に定擬するだけでは不十分として、律に照らして斬監候に定擬した上で請旨即行正法とした。⁽⁴⁸⁾ これに対して乾隆帝は、

これらの淫悪の兇犯は、情節はもとより憎むべきであるが、ただ律に按じて斬監候に定擬したら、法においてすでに加重することはできない。もしその情罪が比較的重いのであれば、ただ本年の秋審の情実に入れるべきであり、そのようにすれば久しく監禁して処刑を遅らせることにはならない。処刑するに時を待たない犯罪者ではないにもかかわらず、「罪を覆うに十分ではない」と称して請旨即行正法とすれば、恐らく見識が無い者は転じて故意に厳しくしていると疑うことになる。この処理は行き過ぎであることを免れない。

〔此等淫悪兇犯、情節固為可惡、但按律擬以斬候、於法已無可加。若因其情罪較重、只須趕入本年秋審情實、不使久繫稽誅。尚非決不待時之犯、乃声叙「以為不足敵辜」、請即正法、恐無識者、輒疑為有意從嚴、所辦未免過當。〕

と述べ、この案件において請旨即行正法を選択することは行き過ぎであって、これを選択することは刑罰を故意に厳しくしていると曲解される恐れがあると指摘した。そして、「今後、もしこのような案件の犯罪者がいれば、律に按じて定擬した後、直ちに夾片にて『本年の秋審の情実に趕入する』ことを声明せよ（嗣後如遇此等案犯、按律定擬後、即夾片声明『趕入本年秋審情實』）」と、今後同様の案件では請旨即行正法を選択するのではなく、その年の秋審に趕入することを命じている。⁵⁹⁾

第二に、請旨即行正法を選択することで犯罪行為に対して刑罰が軽くなってしまう場合において、それを選択したことを叱責する。例えば乾隆五十三「一七八八」年に四川省で発生した、三名を毆殺し、一名を故殺した事件で、四川総督は、

査するに、符興複が殺した四名のうち、郭萬志・郭子相の二名については一家ではあるが、謀殺や故殺ではな

い。ただ祝秉緒の一名は故殺であるので、まさに故殺に照らして科断すべきである。符興複は、まさに「人を故殺した者は斬とする」の律に依り、まさに斬監候に定擬すべし。

〔査符興複所殺四命内、郭萬志・郭子相二名、雖係一家、但非謀・故。惟殺祝秉緒一命係屬故殺、應照故殺科断。符興複、合依「殺人者斬」律、應擬斬監候。〕

と、刑律人命「鬪毆及故殺人」律の律文に準拠して斬監候と定擬した。その上で、

該犯は三名を毆殺し、さらに一名を故殺し、並びに二人を刃物で負傷させた。その情形は非常に兇暴であり、少しでも死刑を遅らせることは望ましくないため、まさに請旨即行正法とすべし。

〔該犯毆殺三命、又故殺一命、並刃傷二人。情形甚為兇暴、未便稍稽顙戮、應請旨即行正法。〕

とあるように、死刑の執行を早めるため請旨即行正法とした⁽⁶⁰⁾。これに対して乾隆帝は、

四川省は従来咽喉の匪犯が多く、衆を集めて悪事を行っていたが、大いに懲罰を加えて以降、近年ようやく落ち着いてきた。今回、符興複は三名を毆殺し、さらに一名を故殺した。謀殺ではないものの、その情形が兇暴であることからすれば、該省の匪徒はなお未だ尽く俊革していないことが見て取れる。恐らくは久しからずしてまた元の考えが起こってくるであろう。（四川総督）李世傑は審明後、自らまさに一方で上奏して報告し、他方で該犯を死刑にして、兇徒をして共に懲惕を知らしめるべきであったのに、どうして請旨に拘泥するのか。

〔四川向多咽喉匪犯、聚衆行兇、自大加懲創之後、近年漸覺斂戢。今符興復輒毆殺三命、又故殺一命。雖非謀殺、但其情形兇暴、可見該省匪徒、尚未尽行悛革。恐不久又萌故智。李世傑於審明後、自應一面奏聞、一面即將該犯正法、使兇徒共知懲惕、何必拘泥請旨。〕

と述べ、当時の四川省の社会状況からすればさらに死刑の執行を早めるために皇帝の裁可を得る前に死刑にすべきであつて、皇帝の裁可を求める請旨即行正法では不十分であると叱責する。⁽⁴⁾

当時、皇帝の裁可を得ずに督撫の判断で死刑を執行する方法として恭請王命が存在した。これは一方で皇帝に上奏すると共に、他方でその裁可を得る前に死刑を行うものであったから、ここであう「一方で上奏して報告し、他方で該犯を死刑に」するとは恭請王命を指していると考えられる。そしてこの恭請王命は、皇帝の裁可を待つ必要がないことより通常の立決よりも手続的に簡略化され、その結果死刑を科すまでの手続に要する時間が短縮されることから、同じ死刑であつても時間的な格差により立決よりも嚴罰となると理解された。今回の案件ではそのような手続的要素による刑罰差等化を前提として、皇帝は四川総督が選択した請旨即行正法では犯罪状況に比して刑罰が軽すぎるとして叱責を加えている。

上述の二事例は臣下が請旨即行正法を選択したことに對する叱責であるが、それとは逆に請旨即行正法を選択しなかったことに對する叱責も確認できる。例えば甘肅省の乾隆五十六〔一七九一〕年の秋審黃冊内に含まれていた、家務を代理した家から財産を騙し取り、その家の遺児二名を自殺に追い込んだ事件で、陝甘總督が絞監候に定擬して秋審で情実としたことについて〔間擬絞候、婦人情実〕、

林中萃は頼りとされた人で、かつて家務を代理していたにもかかわらず、故意に虐げて脅かして窮地に追い込み、無残にも二名を死なせて人の跡継ぎを絶えさせるなど、種々の悪賢く凶悪残酷なこと、人の道理に復することができない。総督は審明して定擬したときに、直ちに林中萃を請旨即行正法とすべきであった。ところが僅かに絞監候に定擬して秋審の情実に入れ、該犯を一年余りも死刑を遅らせるとは、その処理は非常に軽い加減なものである。

〔是林中萃倚仗、曾經代理家務、有意欺凌、挾制窘辱、慘斃二命、絕人子嗣、種種狡詐兇殘、無復人理。該督審明定擬時、即應將林中萃請旨即行正法。乃僅問擬絞候、婦人情實、致使該犯得以稽誅年余、辦理殊屬輕縱。〕

と述べ、この旨を受取った後、犯罪者を直ちに処刑しよう命じている〔著接奉此旨後、將林中萃即行正法⁽⁶²⁾〕。ここでは総督が絞監候と定擬したことについて、犯罪行為と比較したとき刑罰が軽く不十分であり、このような犯罪では請旨即行正法を選択すべきであったと叱責する。「該犯を一年余りも死刑を遅らせる」と指摘するように、ここでもまた監候と定擬して秋審で情実に入れる場合と請旨即行正法の場合での処刑までに要する時間差を刑罰の軽重とみなし、今回の案件の場合、絞監候と定擬して秋審で情実とすることでは軽すぎるため請旨即行正法とすべきであったと叱責している。

以上、監候相当案件での請旨即行正法を巡る乾隆帝の対応についていくつか紹介した。これらの事例より判明することは、まさに上述の乾隆四十一年の山東省での事件に対する上諭の中で乾隆帝が「朕は裁判案件を処理する際は、ただ公平に当を得ることを期するのみで、軽すぎたり重すぎたりといった私見を入れることはしない〔朕辦理庶獄、惟期公当、不肯稍存畸輕畸重之見⁽⁶³⁾〕と自負するように、案件ごとの犯罪行為と刑罰との均衡を第一に考え、その

文脈において臣下による選択を賞賛ないし叱責したということである。

そして刑罰の側面について言えば、監候相当案件における請旨即行正法はまさにこのような乾隆帝の意向を実現しうるものであった。すなわち、律例の規定に縛られる限り、同じ死刑であっても監候と立決の間には厳然とした格差が存在する。しかし律例の規定からは監候としかならない場合でも、犯罪内容からすれば加重的に処罰すべき案件は当然存在する。このような場合、一つには律例を改正するという方法があるが、改正は手続に時間がかかる上、そのような案件が多出すれば当然裁判業務に支障を来すことになる。そこでもう一つの方法として、案件ごとに皇帝が加重的に処罰するよう命じる方法が用いられる。しかしその判断作業のすべてを皇帝一人が行うことは大変な負担となる。そこでその選別を予め官僚に行わせ、皇帝はその適否を判断するという形で犯罪行為と刑罰の均衡の実現を企図したのが、ここにおける請旨即行正法であったと考えられる。

しかし他方、その裏返しとして、犯罪行為と刑罰の均衡の実現を追及するあまり、手続的な側面が軽視されたこともまた否めない。

すなわち請旨即行正法を巡って官僚を叱責する事例をみると、まず乾隆四十一年の山東省の事例では、監候相当案件で請旨即行正法を選択したことを叱責し、加重的措置が必要であれば本年の秋審で情実に入れるべきとする。秋審で情実に入れられることの意味はまた別の議論が必要であろうが、秋審とは清代の刑事裁判制度においてその頂点に立つ皇帝が監候として裁可した後に死刑を執行するか否かを再審査する場である。そのため、本稿の関心に即して言えば、秋審でどのカテゴリーに含められようとも律例により斬監候と定擬したままであれば、それは律例に準拠した対応であるという事実は揺るがない。そして刑事裁判において官僚に律例の引用を義務付ける刑律断獄「断罪引律令」律の律文が存在していることからすれば、この限りににおいて乾隆帝の叱責もまた当を得ているとい

える。

しかし他の二つの事例をみると、乾隆五十三年の四川省の事例は恭請王命ではなく請旨即行正法を選択したことへの叱責であるし、乾隆五十六年の甘肅省の事例は、詳細は不明ながら恐らく請旨即行正法ではなく律例に従って監候と定擬してそのまま奏したことへの叱責であり、これらはともに刑律斷獄「斷罪引律令」律の律文のような明確な根拠が見出せない形の叱責である。しかも後者については秋審黃冊に含まれていた案件である。秋審黃冊とは秋審の際に作成される資料であるため、ここに含まれている案件はすべて皇帝により監候として裁可されたはずのものである。つまり後者の事例において乾隆帝は、一度は自らが絞監候と裁可したにもかかわらず、秋審の段階に至って官僚に対して監候と定擬するのみでは不適切として叱責を加えていたのである。

こうして見ると、この叱責の三事例で共通することは犯罪内容と刑罰の均衡を求めるといふ一点であり、それを実現する手続過程は重視しなかったと言わざるを得ない。乾隆帝にとって裁判の結果こそが重要であり、そこに至るまでの過程については必ずしも重要ではなかったのである。

そしてそのように考えると、乾隆期における請旨即行正法が「請旨」行為一般に還元されてしまうことも説明がつく。すなわち乾隆帝にとって犯罪行為と刑罰との均衡が確保された案件処理こそが重要であり、そこにおいてどのような手続を経て自らの下に案件がもたらされるかについては、あくまでも二次的な問題に過ぎなかった。だからこそ乾隆期の請旨即行正法は、定擬という面からみれば立決・監候の両方で確認できる事例のみならず、律例への参照が確認できない事例においてもその用例が存在したのである。

以上、監候相当案件における請旨即行正法について、乾隆帝の対応に検討を加えた。乾隆期の請旨即行正法は、手続的には実務レベルでも条例のレベルでもその内容が明確にされなかったが、他方で監候内部において手続的要

素による刑罰差等化を図る場合には最も重い刑罰を科す方法として理解された。ここより当時の請旨即行正法は、裁判の過程でいかなる手続を行うかよりも、むしろ裁判の結果としてどのような刑罰を与えるかが重視されたと見なすことができる。そしてこのような請旨即行正法の性格は、犯罪行為と刑罰の均衡を重視する一方で、従重を容認するなど官僚の律例への準拠義務を軽視した乾隆帝の対応がそのまま投影された結果と考えられる。こうして乾隆期の請旨即行正法は、あくまでも「請旨」行為一般に還元されるものとして留めおかれ、刑事裁判制度において特定の手続的内容を有するには至らなかった。こうした状況において、乾隆帝が死去し嘉慶帝の親政が開始された。

第二節 嘉慶帝

前章で見たように、請旨即行正法を巡って嘉慶帝は、親政直後の嘉慶四年の段階でそれを否定するも、早くも翌年には個々の実務レベルでそれを容認し、嘉慶九年以降にはさらに一歩進んで条例を制定してその制度化を図った。こうした経緯からすると、乾隆期に行われた請旨即行正法が嘉慶期に一時的に否定された後に再度復活したかのようであり、その意味で嘉慶四年上諭は親政直後の勇み足に過ぎないようにも思える。

しかしながら事はそう単純ではない。なぜなら嘉慶帝による請旨即行正法の否定は、嘉慶四年上諭に示されるように、従重のような本来適用すべき律例に準拠しない処置を否定する文脈においてなされたものであるが、こうした処置の否定は請旨即行正法が条例化された後でも一貫しているからである。

例えば嘉慶十「一八〇五」年の上諭では、

刑名事件で従重を認めない理由は、もとより罪を科するにはおのずから定例が有るため、律外に加等して定擬して平允を失うことを致さるためである。

〔刑名事件、所以不准従重者、原以科罪自有定例、不得於律外加等問擬、致失平允。〕

と述べ、刑事裁判において従重を否定することは、官僚が律例に準拠して処理するためであることを確認する。その上で、

近来、外省が案件を処理する際、往々にして寛厚の名を博さんと欲して、律に掲載される犯罪者がまさに得るべき罪名を、これを置いて論ぜず、転じて他条を援引して、軽く処罰することを考える。これはすなわち姑息な見解であるが、各省皆このようである。

〔近來外省辦案、往往欲博寬厚之名、於律載案犯應得罪名、置之不論、轉援引他條、思為未減。是乃姑息之見、各省皆然。〕

と指摘し、官僚が本来適用すべき律例を用いずに別の律例を用いることを「姑息」として批判する。⁽⁶⁵⁾

また嘉慶十六「一八一二」年の上諭では、

罪名を定擬する際は、とりわけ情に準じて理を酌み、律に按じて援引すべきであり、故意に軽重をなしてはならない。先に旨を下し「罪を覆うに足りない」及び「従重」という表現を用いることを禁じた。

〔至於定擬罪名、尤應準情酌理、按律援引、不得意為重輕。前曾降旨、禁用「不足敵辜」及「従重」字樣。〕

と述べ、官僚は案件処理の際に律例に準拠すべきこと、およびその文脈において嘉慶四年上諭で従重などを禁止したことを確認する。その上で、

近来、裁判を担当する各官庁は、また次第に「僅かに本律に照らして、軽く放縱することを致すのは望ましくないで、某律に照らして定擬することを請う」という表現を用いることが多くなった。これは本律の外において、その詞を抑揚し、故意に曲がったことを書くものであり、どのように刑罰の平を明らかにするものであるか。また永遠に禁止して、もって流弊を絶つべし。

〔近来問刑各衙門、又漸有用「未便僅照本律、致滋輕縱、請照某律定擬」字樣者。是於本律之外、抑揚其詞、深文曲筆、又何以昭刑罰之平。亦宜永遠禁止、以絶流弊。〕

と、近年の官僚の対応は律例に準拠するものではないと非難し、改めてこれを禁じている。⁽⁶⁶⁾

このように請旨即行正法が条例化された後においても、嘉慶四年上諭の内容、すなわち官僚は律例に準拠して定擬しなければならないことを再確認する上諭が何度も下されており、この点において嘉慶帝の対応は一貫している。したがって嘉慶五年以降に確認できる請旨即行正法もまた、当然に嘉慶四年上諭の内容を前提にしていると理解すべきであろう。

しかし嘉慶帝は、他方において、必ずしも律例への準拠のみを重視した訳ではないことにも注意を払う必要がある。この点について、例えば嘉慶四「二七九」年九月に次の上諭を下している。⁽⁴⁷⁾

朕は親政を始めて以来、何度も諭で命令し、裁判を担当する各官庁が「雖」・「但」の表現を勝手に用いることや、定例の外側で従重の条を援引することを禁じてきた。思うに、犯罪の情況を考えて適用すべき律を定めることにより、務めて犯罪行為と刑罰の均衡がとれるようにするのであって、どうしてそこに高低が存在しえようか。もし先の旨があることによって、督撫等が裁判を審理するにあたって寛大に偏るようになったらば、どうして朕の考えを誤解していいと言えようか。

〔朕自親政以来、節次飭諭、問刑衙門、不得擅用「雖」・「但」字樣、及例外援引従重之条。蓋以原情定律、務協情法之平、豈可稍存軒輊。若因有前旨、而督撫等辦理刑名、偏於寬厚、豈非誤會朕意乎。〕

ここで嘉慶帝は必ずしも明示的ではないものの嘉慶四年上諭について論評する。それによると嘉慶四年上諭を下した目的は、あくまでも刑事裁判における犯罪行為と刑罰の均衡の実現であって、その手段として従重など官僚による律例の恣意的な適用の排除を試みたことが判る。

また請旨即行正法の事例ではないものの、同じく嘉慶四年の台湾における戍兵の騷擾事件において、台湾鎮総兵は恭請王命を選択せずに定擬をして上奏したが、これに対して嘉慶帝は、

これは先に「それぞれ本律に按じて治罪せよ。『雖』・『但』といった抑揚文字を用いることは認めない」という諭旨を奉じたことに拘泥し、案情の輕重を考えず一律に旨を請いて遵照しようとしたものであり、特に当を得ていない。

〔是竟拘泥前此奉有「各按本律治罪。不准用『雖』・『但』抑揚字面」之諭旨、即不問案情輕重、一律請旨遵行。殊為失當。〕

という上諭を下し、案件の輕重を考えずに一律に律例に準拠して皇帝の裁可を求める対応を嘉慶四年上諭に「拘泥」するものとして叱責する。⁽⁶⁸⁾

このように嘉慶帝は他方において犯罪行為と刑罰の均衡を重視する見解を示しているが、このことも当時の請旨即行正法に反映されたと考えられる。それは嘉慶期の請旨即行正法もまた、乾隆期と同様、手続に要する時間に基づく刑罰差等化の一環として位置づけていると見なし得るからである。

この点について、請旨即行正法について直接言及する史料ではないものの、嘉慶十「一八〇五」年に殺人の案件で刑部が斬監候に定擬して覆奏したことに対して、嘉慶帝が、

刑部は巡撫の律による定擬に照らして斬監候としたが、将来の秋審の時には、自ら必ず予告となるものである。ただその情節を考えるに、実に憎むべきものであるため、劉其品一犯は直ちに処刑することを命じる。

〔刑部照該撫所擬律應斬候、將來秋審上時、自必予告。但核其情節、實為可惡、所有劉其品一犯、著即行正法。〕

という旨を下した事例が着目される。⁽⁶⁹⁾

この事例において嘉慶帝は、この案件の場合は秋審にかけても必ず死刑の執行命令を下すことになるが、犯罪状況が憎むべきものであるために秋審を待つことなく即時執行を命じている。この旨は同年閏六月に下されたものであるが、かりにこの案件が秋審にかけられたとすれば、秋審案件での死刑執行は「霜降」後「冬至」前と定められ

ているため、死刑が執行されるのは早くても三ヶ月以上先のこととなる。この旨で死刑の即時執行を命じたことで執行時期がその分だけ前倒しとなったが、その時間の格差には他の案件と比較して「憎むべき」ものであるという犯罪行為の評価が反映されていると考えられる。つまりここでは乾隆期と同様、死刑を科すまでの手続に要する時間の格差が刑罰の軽重として理解されており、今回の案件ではより重い刑罰を科すべく皇帝の旨により死刑の即時執行が命じられた。

そしてもし嘉慶帝がこの事例において今後も同様に処理することを命じたならば、その内実は律により斬監候と定擬してその即時執行を奏請させることになるため、それは官僚に対して請旨即行正法を命じていることになる。

ここより嘉慶期の請旨即行正法もまた、乾隆期と同様、監候と定擬された場合にその内部において手続的に刑罰差等化を図る場合、最も重い刑罰を科すことが可能な方法として位置づけることが可能である。

以上の嘉慶帝の対応を踏まえて当時の請旨即行正法について考えてみると、前章で明らかにした清代刑事裁判上の一手続としての「請旨即行正法」の確立を直接的に現出したのは、逆説的ながら結果としては嘉慶四年上諭であったと理解するのが妥当であろう。

すなわち刑事裁判制度における官僚の役割として律例に準拠して定擬を行うことを再確認する嘉慶四年上諭は、一時的には乾隆期以来の請旨即行正法を否定する形になった。しかしながら嘉慶期になったからとて案件が極端に減少する訳ではないため、絶対的法定刑主義を採用する律例そのもののあり方を改めない限り、律例の制定・改廃のみでは犯罪行為と刑罰の均衡を確保するための刑罰差等化が追いつかない。そこには必然的に、乾隆期と同様、何かしら手続的要素による刑罰差等化が必要となったはずである。そこで再度請旨即行正法が用いられることになるが、この段階において律例への遵守を強調する嘉慶四年諭旨が存在していたことで、刑事裁判制度において官僚

は案件を処理するに際して律例に準拠することが再確認され、それが請旨即行正法の手続として律例により監候と定擬した上で即時執行を奏請する方法に限定された。

こうして嘉慶四年上諭は、その文脈で請旨即行正法を否定するという表面上な効果とは逆に請旨即行正法の手続的な限定化をもたらし、その結果、嘉慶期以降の請旨即行正法は一部が条例へ纂入されるとともに、条例外においても官僚の判断で用いるべき方法として定着するに至ったと考えられる。

おわりに

請旨即行正法は本来の意味からすれば死刑の即時執行を奏請することを指すが、清代においては立決と定擬して上奏すればそれがすなわち死刑の即時執行の奏請となったため、特にこのような表現を用いる必要がなかった。したがって乾隆期の請旨即行正法は、立決の場合に付される単なる即時執行の形容に過ぎないか、あるいは律例に準拠して定擬すると犯罪に対して刑罰が軽すぎる場合や律例を参照することなく皇帝の判断により死刑の即時執行を行うための方法として存在した。またこの時期唯一制定された請旨即行正法を規定する条例においても、その手続内容については具体性を欠いていた。そのため乾隆期の請旨即行正法は、結局のところ官僚が皇帝の裁可を請う「請旨」行為一般のなかに還元されてしまうものであった。

嘉慶期になると、請旨即行正法は裁判において官僚の律例への準拠を命じる嘉慶四年上諭によって一度は否定されるものの、その後、嘉慶四年上諭の内容に即した形で再度用いられ、またいくつかの条例にも規定されるに至った。この段階での請旨即行正法は、立決の形容などでは用いられなくなり、手続的に律例に準拠して監候と定擬し

て死刑の即時執行を奏請するという方法に限定された。そのため、ここに至って清代死刑裁判制度の一手続としての請旨即行正法が確立したと見なすことができる。

なお嘉慶期において請旨即行正法それ自体が否定されるに至らなかった理由として、請旨即行正法が手続による刑罰差等化機能を有していたことが挙げられる。周知のように、清代の律例は犯罪が認定されればそのまま科すべき刑罰まで確定する絶対的法定刑主義を採用していたが、ここにおいて犯罪行為と刑罰の均衡を実現するためには刑罰の目盛りを細分化することが不可欠であった。しかしながら立法により細分化を図ることにはどうしても限界があるため、乾隆期以降、手続による刑罰差等化が図られるようになる。⁽⁷⁰⁾ 請旨即行正法もまた監候と定擬することが前提とすれば、実際に処刑を行うまでの手続に要する時間の格差により通常の監候よりも重い刑罰を科すことが可能となるため、成文法を制定・改正することなく手続により刑罰差等化を実現する有用な方法になり得た。そのため嘉慶期以降、全否定には至らず、むしろ具体的な手続内容を確定してそれを用いるという方向に向かったと考えられる。

ところで請旨即行正法の検討を通じて明らかになったこととして、大きく乾隆期と嘉慶期における裁判を巡る対応の違いが挙げられる。すなわち乾隆・嘉慶の両時期を通じて犯罪行為と量刑の均衡の実現が第一の目的とされたことは共通するものの、乾隆期においてはその目的のために皇帝のみならず官僚もまた時に律例の規定に準拠しないことが要請され、嘉慶期においてはむしろその役割は皇帝が独占するもので、官僚は律例に準拠することがその実現に寄与すると強調された。つまり乾隆期においては裁判を巡って皇帝と官僚の両者が一定程度同様の役割を担うことを期待されたが、嘉慶期においてはむしろ両者の役割が峻別された。

こうした違いは清代の刑事裁判制度全体に通有する性格を前提とした時期毎の差異として理解することが可能で

あろう。しかしそうであるとすれば何故にそのような差異が生じたのかにつき、そのすべてを皇帝の対応のみに還元せず当時の社会背景までを踏まえて考察することが、今後清代の裁判制度全体を説明する作業において必要になると考えられる。

- (1) 以下に述べる清代の裁判制度の概略については、滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(創文社、一九八四年)を参照。
- (2) 『宮中檔乾隆朝奏摺』(国立故宫博物院、一九八二—一九八八年)三十九輯二三五頁、「湖南巡撫顏希深奏為審擬邵陽縣民過失致父死亡案摺」(乾隆四十二年六月二十八日)。
- (3) この事例についていえば、条例の全文は「子孫過失殺祖父母・父母者、擬絞立決」であり、「孫」とそれに対応する「祖父母」などを省略している。
- (4) 律例の引用箇所で科すべき刑罰が明示されている場合、反復表現を避けるために「擬」以下の部分が省略されることもある。
- (5) 監候案件で実際に死刑を科すか否かを再審理する秋審に関しては、近年数多くの業績が蓄積されているが、ここでは本稿の内容と直接関わるものとして、赤城美恵子「清朝秋審における趕人について」(『中国——社会と文化』第二十号、二〇〇五年)を挙げるに止める。
- (6) このほか、斬には「梟示」が加えられる場合もある。
- (7) 刑律斷獄「斷罪引律令」律の律文。
- (8) 『乾隆朝上諭檔』(檔案出版社、一九九一年)前言。
- (9) 死刑を執行することを史料上「正法」という(前掲滋賀著書、三十九頁)。
- (10) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』(廣西師範大學出版社、二〇〇〇年)四冊一六一(嘉慶四年二月十五日)。
- (11) 『宮中檔乾隆朝奏摺』二十七輯三九一頁、「陝甘總督吳達善奏為拏獲窩賊匪黨遵旨嚴審定擬摺」(乾隆三十二年七月二十四日)。
- (12) 『乾隆朝上諭檔』乾隆四十二年六月二十四日(八冊一七八六)。
- (13) 刑律賊盜「竊盜」律の律文には「竊盜已行：一百二十兩以上、絞(監候)」とあり、一二〇兩以上の竊盜での絞監候を規定するが、史料原文の律文引用箇所では「絞監候」が省略されている。
- (14) 註十一所掲史料。

- (15) 『乾隆朝上諭檔』 乾隆三十二年閏七月十日（五冊四七〇）。
- (16) 請旨即行正法は、発遣などに処せられた犯罪者が配所から逃亡した場合や配所で犯罪をした場合でも数多くの事例が確認できる。しかしこれらはすでに判決が下されて刑罰が執行されている案件における再犯に関する規定であり、判決が下されるまでを対象とする本稿の問題関心からは外れるため、今回の考察の対象からはすべて除外する。
- (17) 註二所掲史料。
- (18) 『乾隆朝上諭檔』 乾隆四十二年七月二十一日（八冊一八五七）。
- (19) 比附については、中村茂夫『清代刑法研究』（東京大学出版会、一九七三年）第二章「比附の機能」を参照。
- (20) 通常、律文は夾註にて監候・立決いずれかを明示するが、この律文のように夾註を欠く場合は立決を意味する（前掲滋賀著書、四十二頁註六十三）。
- (21) 『宮中檔乾隆朝奏摺』 二十三輯五頁、「江西巡撫輔德奏為審擬藐法之棚民參革諱飾之知縣以昭炯戒摺」（乾隆二十九年十月十八日）。
- (22) 『乾隆朝上諭檔』 乾隆二十九年十一月九日（四冊一五〇三）。
- (23) 高見澤磨「罪觀念と制裁——中国におけるもめごとと裁きとから——」（『シリーズ世界史への問い』五、岩波書店、一九九〇年）。
- (24) 『宮中檔乾隆朝奏摺』 十九輯六五七頁、「浙閩總督楊廷璋奏為審擬奸徒鄭桂頂名渡台假冒職官誣騙銀錢摺」（乾隆二十八年十一月二十一日）。
- (25) 恭請王命については拙稿「恭請王命考——清代死刑裁判における「権宜」と「定例」——」（『法制史研究』五十四号、二〇〇四年）を参照。
- (26) 『宮中檔乾隆朝奏摺』 四十七輯二三八頁、「江西巡撫郝碩奏為審擬樂安縣民聚眾毆官案情形摺」（乾隆四十四年三月十三日）。
- (27) 『乾隆朝上諭檔』 乾隆四十四年三月二十四日（九冊一五〇八）。
- (28) 『宮中檔乾隆朝奏摺』 十三輯四一三頁、「署理两江總督尹繼善奏報朱思藻編四書成語誤成時文大肆誹謗請正法摺」（乾隆二十一年正月四日）。
- (29) 内閣学士であった胡中藻は、詩賦により朝政を誹謗した罪で乾隆二十年に斬刑に処された（『高宗実録』卷四八六、乾隆二十年四月甲寅などを参照）。

- (30) 以上、「乾隆朝上諭檔」乾隆二十一年正月十九日（二冊三五五六）。
- (31) 發遣犯の逃亡や犯罪に対して請旨即行正法を規定した条例であれば、乾隆二十六年に制定された名例「徒流遷徙地方」律の条例を初出として、乾隆期にいくつが存在する（兵律軍政「徒征守御官軍逃」律の条例、刑律賊盜「強盜」律の条例、刑律捕亡「徒流入逃」律の条例など）。なお註十六を参照。
- (32) 「宮中檔乾隆朝奏摺」三十八輯四五二頁、「阿桂等奏報酌定緬匪邊境事宜事」（乾隆四十二年四月二十六日）。
- (33) 「大清律例按語」卷五十、兵律閩津「私越冒度閩津」律。
- (34) 「誥例存疑」卷二十二、兵律閩津「私越冒度閩津」律、条例附載按語。
- (35) 「嘉慶道光兩朝上諭檔」四冊五十五（嘉慶四年正月十五日）。
- (36) この上諭を受けて名例「加減罪例」律の条例が改定された。
- (37) 嘉慶四年上諭が秋審にも影響を与えたことについて、前掲赤城論文を参照。
- (38) 註十所掲史料。秋審の趕入については前掲赤城論文を参照。
- (39) 「會匪羅名揚などの各案」とは、同年正月三十日の閩浙總督等の奏摺（『清代秘密結社檔案輯印』（中國言実出版社、一九九九年）二二三五頁、玉德等「審擬浦城縣天地會首羅名揚等」（嘉慶五年正月三十日、録副奏摺））に現われる案件である。ここで總督は羅名揚などを同様に絞監候に定擬した上で（俱合依「左道異端煽惑民人、為首者絞」律、擬絞監候）、死刑を早めるべきとの考えからその即時執行の可否について皇帝の裁可を仰いでいる（查羅名揚等、本係例應情實之犯。海濱重地、此等匪徒未便久禁獄中、以致別生事端。可否即行処決、以昭懲儆、恭候諭旨遵行）。この案件が今回先例として引用されていることから、皇帝はここで死刑の即時執行を裁可したことが分かる。
- (40) 「清代秘密結社檔案輯印」二二二六頁、玉德等「審辦僧弗性等結立天地會案」（嘉慶五年八月二十五日、朱批奏摺）。
- (41) 同前。
- (42) この事件は河南省光州息県で発生したため、省内の覆審過程としては息県↓光州↓按察使↓巡撫となる。また委員とは一般に官僚候補に特定の業務をさせる場合に任命するもので、清代後半になると裁判關係業務で委員を用いることが広く行われた。ここでは息県から光州を経て上がつてきた案件をまず委員に覆審させ、それを踏まえて巡撫と按察使代理が共同で覆審したと思われる。

(43) 「宮中檔嘉慶朝奏摺」（台灣故宮博物院所藏本）十輯六五六頁、河南巡撫顏檢「奏為兇犯黃奉章已被擒獲復戕人命請旨即行正

法事」(嘉慶六年十月十一日)。

(44) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』六冊一二八八(嘉慶六年十月十七日)。

(45) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』六冊一二八六(嘉慶六年十一月十一日)。この上諭では雲貴總督が律例のどの条文に準拠して定擬したかが明示されておらず、また上諭内の表現においても律と条例の混同が見られる。そのため總督が準拠した条文を確定することとは困難であるが、案件の内容からすれば兵律軍政「主將不固守」律の律文あるいは条例かと思われる。

(46) 『大清律例按語』卷八十七、刑律捕亡「罪人拒捕」律。この案件は刑部や河南巡撫が準拠した律例の条文が明示されていないが、案件の内容からすれば刑律闕段「段大功以下尊長」律の律文と考えられる。

(47) 「姦により」の部分は、嘉慶九年十一月に刑部が審理した姦通により總麻の服兄を拒殺した案件において、前年の皇帝の命令に従って請旨即行正法としたことより、対象案件の一類型として条例にも組み込まれたものである。前註所掲史料参照。

(48) 「謀殺期親尊長正犯、罪逆凌遲處死者、為從加功之犯、擬以絞候、請旨即行正法」。ここでの「擬以絞候」は、刑律賊盜「謀殺人」律の律文「凡謀殺人…從而加功者、絞(監候)」に依拠すると考えられる。

(49) 「凡兵丁謀故殺本管官之案、若兵丁係犯罪之人、而本管官亦係同犯罪者、將該兵丁照例擬斬監候、請旨即行正法。ここでの「例」は同律の他の条例にある「軍民人等毆傷本管官及非本管官…或本管官与軍民人等飲酒、賭博、宿娼、自取陵辱者、俱照凡關定擬」という部分を指し、ここにある「照凡關」という箇所より、科すべき刑罰を規定する条文として刑律人命「闕段及故殺人」律の律文「故殺者、斬(監候)」が導き出されると考えられる。

(50) 「凡謀故闕段殺人、罪止斬、絞監候之犯、若於殺人後挾忿逞凶將屍頭四肢全行割落、及剖腹取臟擲棄者、俱各照本律例擬罪、請旨即行正法。ここにある「本律例」とは謀殺・故殺・闕段殺で監候を規定するすべての律例を指すと考えられる(例えば刑律人命「謀殺人」律の律文「凡謀殺人、造意者、斬(監候)」や、刑律人命「闕段及故殺人」律の律文「凡闕段殺人者、不問手足、他物、金刃、並絞(監候)。故殺者、斬(監候)」など)。

(51) 「凡失守城池之案、如係兵餉充足、不行固守、一聞賊警、棄城先逃者、將專城武職及守土州県、均按本例擬斬監候、請旨即行正法。ここでの「本例」は、同律の他の条例「凡沿辺沿海及腹裏州県、与武職同城、若遇辺警及盜賊生發攻圍、不行固守而輒棄去、及守備不設被賊攻陷城池、劫殺焚燒者、除專城武職照本律擬斬監候外、其守土州県、亦照守辺將帥失陷城寨律、擬斬監候」を指すと考えられる。

(52) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』十冊五七八(嘉慶十年五月二十日)。

- (53) 『那文毅公奏議』卷五十五。この史料は那彦成の上奏文等を収録しているが、彼はこの当時刑部尚書の任にあった。
- (54) 『読例存疑』卷四十九、刑律斷獄「有司決囚等第」律、条例附載按語。
- (55) 『乾隆朝上諭檔』乾隆五十五年九月十九日（十五冊二〇六）。ここでは閩浙總督が定擬の際に準拠した条例が明示されていない。しかしこの案件を契機に刑律捕亡「罪人拒捕」律の条例が改正されているため（『大清律例按語』卷六十六、刑律捕亡「罪人拒捕」律）、ここで閩浙總督が準拠したのは改正前の同条例であろう。
- (56) 同前。
- (57) この案件において総督は、犯罪者が病氣のため皇帝の裁可を待つことなく死刑を執行しているが、これは当時、立決と定擬として上奏した場合、処刑以前に病死すると戒めにならないことより往々にして用いられた実務上の対応であり、この点については皇帝も特に何も述べていない。
- (58) 『宮中檔乾隆朝奏摺』三十九輯一二二頁、「護理山東巡撫國泰奏報審明調姦拒捕逞兇斃命之犯從重按擬摺」（乾隆四十二年六月二十日）。
- (59) 註十二所掲史料。
- (60) 『宮中檔乾隆朝奏摺』六十八輯三七八頁、「四川總督李世傑奏為審擬殺死四命兇犯符興復即行正法請旨」（乾隆五十三年五月三十日）。
- (61) 『乾隆朝上諭檔』乾隆五十三年六月二十七日（十四冊九一五）。
- (62) 『乾隆朝上諭檔』乾隆五十六年九月五日（十六冊一〇五〇）。ここでは陝甘總督が準拠した律例の条文が明示されていないが、案件の内容からすれば刑律人命「威逼人致死」律の条例と考えられる。
- (63) 註十二所掲史料。
- (64) 註七所掲史料。
- (65) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』十冊一三四五（嘉慶十年九月十八日）。
- (66) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』十六冊五七四（嘉慶十六年四月二十六日）。
- (67) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』四冊九九二（嘉慶四年九月二十四日）。
- (68) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』四冊六六九（嘉慶四年七月八日）。
- (69) 『嘉慶道光兩朝上諭檔』十冊八二九（嘉慶十年閏六月五日）。ここでは刑部が準拠した律例の条文が明示されていないが、案

件の内容からすれば刑律人命「鬪毆及故殺人」律の律文と考えられる。

(70) 例えば恭請王命について前掲拙稿参照。また赤城氏によると秋審における趕入にも同様の機能が確認できるという(前掲赤城論文参照)。